

事 務 連 絡 平成 29 年 12 月 27 日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

保険料の算定における介護報酬改定等に係る対応について

高齢者保健福祉行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

第7期介護保険事業計画の策定に向けてサービス見込み量等の推計を円滑に行うことを支援するため、地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」を提示しているところですが、標記に係る対応方法について、平成30年度予算案等を踏まえ、以下のとおりお示しいたします。

各都道府県においては、これらを御了知いただくともに、管内保険者への周知に特段の御 配慮をお願いいたします。

記

1 平成30年度介護報酬改定に係る対応について

平成30年度予算案では、<u>平成30年度介護報酬改定率は、0.54%</u>としております。介護報酬改定率を給付費の算定に反映させるため、今般地域包括ケア「見える化」システムの対応を行ったところであり、保険者においては適宜反映状況を御確認いただきますようお願いいたします。

なお、地域区分の級地別単価につきましても、内容が決定次第速やかに地域包括ケア「見える化」システムに反映される予定です。

2 平成31年10月に予定されている消費税増税等に係る対応について

第7期 (平成30年度~32年度) 期間中の平成31年10月に、消費税率の引き上げ(8%→10%) が予定されています。また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされており、さらに、「こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。」とされています。

<u>詳細な要件等は今後検討する予定</u>ですが、以下のとおり<u>保険料の算定における財政影響</u> <u>額の機械的な考え方</u>をお示しいたします。各保険者においては、適宜御参照の上、必要に 応じて当該影響額を、第7期(平成30年度~32年度)及び平成37年度の総給付費見込額へ反映させるため、地域包括ケア「見える化」システムの「保険料の算定」画面の該当箇所(※)に入力いただきますようお願いいたします。

- ※ 保険料収納必要額及び予定保険料収納率の入力>保険料収納必要額 (1)標準給付費 1)消費税等 の見直しを勘案した影響額 (「(地方公共団体向け)利用マニュアル【システム操作編②将来推計】第4.0 版」(W2-114~118)も併せて御確認ください。)
- (1) 消費税引き上げに伴う介護報酬改定に係る財政影響額の機械的な考え方について
  - ・ 平成 26 年 4 月に実施された消費税 3 %引き上げ時(5 %  $\rightarrow$  8 %)においては改定率 0.63 % の介護報酬改定を行ったところです。これを平成 31 年 10 月に予定されている 2 %(8 %  $\rightarrow$  10 %)に機械的に当てはめると、第 7 期(平成 30 年度  $\sim$  32 年度)期間中に おける各年度の総給付費への影響は以下の割合となります。

平成 30 年度: 0% 5ヶ月/12ヶ月 0.17

平成 31 年度:約0.6% × 2/3 (※1) ×  $\frac{1}{2}$  (※2) = 約0.2%

平成 32 年度: 約 0.6% × 2/3 = **約 0.4\%** 

 $\frac{1}{2}$  1 (10% - 8%) / (8% - 5%)

※2 平成 31 年 10 月施行

- 上記割合を各年度の総給付費に乗じた額が各年度の財政影響額となります。
- (2) 処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額の機械的な考え方について
  - ・ 介護職員の更なる処遇改善については、公費 1000 億円程度を投じて行うこととされていることから、総給付費ベースでは 2000 億円程度の増加が見込まれます。
  - ・ 平成30年度予算案における介護給付費等負担金の算定根拠となっている介護給付費は約10兆円であることから、平成31年10月から実施予定の処遇改善に係る第7期(平成30年度~32年度)期間中における各年度の総給付費への影響を機械的に試算すると以下の割合となります。

平成 30 年度: 0 % 5ヶ月/12ヶ月 0.83 平成 31 年度: 約 2 % (※3) × 1/2 = 約1%

平成 32 年度:約2%

※3 2000 億円 ÷ 10 兆円 = 約2%

・ 上記割合を各年度の総給付費に乗じた額が各年度の財政影響額となります。

(担当・問い合わせ先)

厚生労働省老健局介護保険計画課

企画法令係 安藤

TEL : 03-5253-1111 (内線 2164) Mail : andou-ryoutarou@mhlw.go.jp